

◎ 学校法人寄附行為作成例 新旧対照表

○ 学校法人寄附行為作成例（昭和三十八年三月十二日私立大学審議会決定）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(理事会) 第十七条 (略) 2～4 (略) 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。 6～10 (略) 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 12・13 (略)</p> <p>(議事録) 第十九条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(理事会) 第十七条 (略) 2～4 (略) 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。 6～10 (略) 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 12・13 (略)</p> <p>(議事録) 第十九条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

<p>(評議員会) 第二十条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。</p> <p>6 7 8 (略)</p> <p>9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>10 11 12 (略)</p> <p>(議事録) 第二十一条 第十九条第一項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。</p> <p>2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>1 . 2 (略) 附 則</p> <p>3 ○年○月○日までの間は、第二十四条第一項第二号中「学校を卒業した者」とあるのは「……」と読み替えるものとする。</p>	<p>(評議員会) 第二十条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。</p> <p>6 7 8 (略)</p> <p>9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>10 11 12 (略)</p> <p>(議事録) 第二十一条 第十九条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二号中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。 (新設)</p> <p>1 . 2 (略) 附 則</p> <p>3 平成○年○月○日までの間は、第二十四条第一項第二号中「学校を卒業した者」とあるのは「……」と読み替えるものとする。</p>
---	---